

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成19年7月30日まで縦覧に供する。

平成19年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成19年5月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ふぁみりいNOTE

丸岡 玲子

丸亀市綾歌町富熊5047番地7

3 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した地域生活を社会において営むことができる事を目指し、主に就労・余暇支援等の社会生活の向上に関する事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。